

- ウ 大阪市立浜口保育所
- ①運営主体 社会福祉法人なみはや福祉会
- ②所在地 大阪市住之江区浜口西 3-4-6
- ③電話番号 06-6674-3835
- ④連絡内容 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 1名

12 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。
ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

- 当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。
- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科	
医療機関の名称	宮武 医院
医療長又は医師名	宮武 利行
所在地	大阪市住之江区新北島1-9-23
電話番号	06-6683-5050

(2) 歯科	
医療機関の名称	西田 ことゝ歯科
医療長又は医師名	西田 宣弘
所在地	大阪市住之江区南加賀屋2-8-25-201
電話番号	06-6681-5557

- 16 緊急時の対応
- お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡票等にもとづき保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・スリッパ 無 ・避難器具 無 ・カーザ、敷物、建具等で可燃性のものの防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

- 職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。
- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 桑村 奈央子 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 06-6686-5678 FAX 06-6686-8855 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者 委員	寺田崇雄 電話番号 06-6761-1171 大阪市私立保育連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	① 所有・監理する施設もしくは業務の遂行が原因で、他人に怪我をさせたり他人の物を壊してしまった損害を補償 ② 製造・供給した商品もしくは引き渡した作業が原因で、他人を怪我をさせたり他人の物を壊してしまった損害を補償
保険金額	10億円

保険の種類	傷害保険
保険の内容	保育園にて活動中にて、園児が急激かつ偶然な外来の事故によりお怪我をされた場合の補償
保険金額	死亡・後遺障害 2,150千円 入院保険金日額 2,250円 通院保険金日額 1,500円

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

21 園児の利用状況 (毎年度5月1日)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	0	0	0
1歳児	3	4	4
2歳児	2	4	4
計	5	8	8

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和7年度	ホームページにて公表
自己評価の実施状況	なし	なし

- 23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勅告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
・なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はできません。

別表

- 1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）
・なし

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間設定に係る時間外保育料
保育標準時間に係る時間外保育は認めないが、18：31を過ぎた以降の場合は、5分毎に100円の時間外保育料がかかるものとする。
- (2) 保育短時間設定に係る時間外保育料
・7：30～9：00 月額 3,000円
・17：00～18：30 月額 3,000円
・1回あたり 300円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。